

損害賠償請求事件の和解につき議決を求めることについて

1 事案の概要

平成29年11月6日に発生した児童心理治療施設入所中の児童が施設から外出し、自殺した案件について、保護者が措置権者である滋賀県を被告として損害賠償請求訴訟を提起された。(施設は社会福祉法人が運営するが、県の措置によって入所した施設の職員は「県の公権力を行使した」とみなされ、国家賠償法に基づく被告は滋賀県となる。)

本県は、本児が施設に入所している間、自殺を示唆するような言動は認められず、また、施設からの外出に対しても施設職員は適正に対応しており、原告の主張は認めることができないものであることから、原告の請求を棄却するよう主張し、訴訟継続中のところ、令和2年3月6日に大津地方裁判所より和解勧誘があり、このたび原告と滋賀県が合意に達したので和解しようとするものである。

【参考】これまでの経緯

平成30年11月26日 訴状到達

平成31年1月～令和2年3月 口頭弁論、弁論準備

令和2年3月6日 大津地方裁判所から和解勧誘

2 和解の要旨

- (1) 滋賀県は、児童が亡くなったことについて、児童とその保護者である原告の悲しみや辛い思いを重く受け止め、深く哀悼の意を表する。
- (2) 滋賀県は、今後、このような痛ましい事件が起こることのないよう、個々の子どもの心情・子どもの置かれた環境の状況等を適切に捉え、子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することができるよう、引き続き最大の努力を重ねることを約する。
- (3) 原告は、滋賀県に対する本件請求を放棄する。
- (4) 原告と滋賀県は、原告と滋賀県の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 和解の効力

議会の議決をいただければ、令和2年7月28日の弁論準備にて、裁判所が和解調書を作成し、双方に交付される。

和解調書は確定判決と同等の効力を有するため、訴訟はこれで終結する。